

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装
選別施設整備運営事業

要 求 水 準 書

平成18年1月

北九州市

はじめに

(1) 要求水準書の位置付け

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業(以下「本事業」という。)において、選別施設等における設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関して北九州市が要求するサービス水準を示すとともに、業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。

また、個々の業務に関する要件は、民間事業者の創意工夫を十分活かすために、仕様の表現を極力避けているが、入札参加者は本事業の目的及び各要件の意図を十分に汲み取り、優れた技術提案を作成していただきたいと考えている。

なお、本要求水準書で用いる用語は、本事業における入札説明書の定義による。

(2) 事業の目的

本事業は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。)に基づくりサイクルを実施するために、プラスチック製容器包装等を選別・圧縮・保管する施設の整備及び運営において、民間事業者のノウハウを活用し、効率的、効果的に事業を実施することにより、市の行政コストの削減、早期の施設稼働、民間の事業機会の創出等を目的とします。

併せて、一定数以上の知的障害者の雇用の場として位置付けており、誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」の実現をはかることを目的とします。

1. 業務全般に関する要求水準

(1) 一般事項

1) 事業名

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業

2) 事業場所

民間事業者は、要求水準書で示した事業用地に関する要件に合致する用地を自ら確保し、提案することができるものとします。なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、上記の要件に合致する用地を利用することも可能です。(臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。)

3) 事業スケジュール(予定)

設計・建設期間

契約締結日(平成17年6月頃)から平成19年6月末日まで

維持管理・運営期間

平成19年7月から平成34年3月まで(14年9ヶ月)

その他

供用開始は、事業者の提案により平成19年7月よりも早い時期を開始することを前提として提案することができます。

なお、供用開始時期の遅延は、市が事業者の責めに帰さない特段の事由によるものと認める場合に限りません。

4) 業務範囲

事業者は、事業の実施に必要な資金と事業用地の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計、建設を行う。施設完成後は、事業者が施設を所有し、施設の維持管理業務を行い、運營業務等を行うものとします。

施設の設計・建設に関する業務

- ・事業用地の確保
- ・施設整備に伴う各種申請
- ・環境影響評価
- ・事前調査(地質調査、測量調査等)
- ・施設の設計
- ・施設の建設・工事監理
- ・周辺地域との調整 等

施設の維持管理に関する業務

- ・保守管理
- ・修繕及び機器更新
- ・環境衛生
- ・清掃、警備
- ・管理報告書の提出及び保管

施設の運営に関する業務

- ・搬入物の重量の計測及び記録
- ・搬入物の貯留
- ・プラスチック製容器包装及びその他のもの（以下「不適合物」という。）の選別
- ・選別したプラスチック製容器包装の圧縮・梱包
- ・圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取りまで貯留、保管
- ・分別基準適合物を再商品化事業者の引き取り車両への積み込み
- ・分別基準適合物の重量を計測及び記録
- ・不適合物の品目別重量を計測・記録し、市の資源化施設及び焼却工場等への搬送
- ・その他、市民の環境学習への協力等、プラスチック製容器包装のリサイクルのために市が必要と認める業務

事業終了に関する業務

- ・事業終了に伴う各種申請等の業務

(2) 立地条件

事業者は事業を実施するために十分な面積を有する事業実施用地を自ら確保し、この用地において事業を実施することとします。

なお、用地選定にあたっては、市等が所有する産業団地等のうち、要件に合致する用地を利用することも可能です。（臨海部産業用地貸付制度の要件に合致する場合は、当該制度を利用することも可能です。）この場合、事業実施用地は、下記の要件を満たすものであることとします。

事業用地面積

事業者の提案する事業用地は、本事業を実施するために必要な面積を有していることとします。

用途地域

北九州市の区域内において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域又は工業地域のいずれかに施設を整備できることとします。

土地利用に関する契約に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、その所有者が、当該土地に係る借地契約及び利用等に関する責任等を定めた協定等を締結することを承諾したものであることとします。

土地利用規制に係る要件

入札参加者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除もしくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとします。

許可の取得

施設の敷地の位置については、建築基準法第 51 条に規定する決定又は許可を受けられる見込みがあること。

施設の設置について、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可を受けられる見込みがあること。

周辺地域との調整

周辺地域の環境等に十分に配慮し、円滑な操業を行うために必要な周辺地域住民等の同意を得られる見込みがあること。なお、調整は原則として民間事業者が責任をもって行うこと。

周辺道路状況

時間ごとの搬入車両台数見込みは別紙 1 に示します。搬入車両（最大積載量 2 トン～4 トンのパッカー車を原則とします。）及び引き取り車両（最大積載量 10 トン車）の搬入出において、繁華街及び住宅街を通らない搬入出経路が確保できるとともに、搬入出のピーク時においても、搬入出経路及び周辺の交通渋滞を引き起こすことなく、安全な通行が可能となる道路が整備されていること。

(3) 事業に必要とされる関係法令等

本業務の実施にあたっては、提案内容に応じて関連する法令及びその関連施行令、施行規則、北九州市条例、規則、要綱等を遵守すること。特に配慮を要する関連法令を以下に例示します。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 悪臭防止法、騒音規正法、振動規正法等の環境関係法規
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 地方自治法

- ・計量法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・北九州市契約規則
- ・(財)日本容器包装リサイクル協会が示す市町村からの引き取り品質ガイドライン
- ・その他関連する法令 等

(4) 施設概要

中間処理にあたっては、市内で発生するプラスチック製容器包装廃棄物を適正に処理するために必要とされる次のような施設、設備等の整備を行うものとします。

- ・計量設備
- ・受入ヤード（搬入車両がプラスチック製容器包装の排出を行う場所）
- ・受入貯留設備（搬入物の貯留機能を有す設備。受入ヤードと一体でも可。）
- ・選別ライン（選別作業施設・選別棟等）
- ・圧縮減容梱包設備
- ・分別基準適合物貯留設備
- ・不適物貯留設備
- ・管理棟
- ・構内道路、駐車場
- ・外構、植栽

上記施設・設備等は例として示していますので、必要な施設・設備を適宜加除し、適正・効率的なプラスチック製容器包装の受入・選別・圧縮・保管が可能な整備を行うものとします。

2. 施設の設計及び建設に関する要求水準

(1) 目的

事業者は、プラスチック製容器包装の中間処理施設として、要求水準書で定める性能・仕様を満たした運転が可能となるように、適切な施設の設計、建設につとめることとする。

(2) 設計要求水準

1) 施設計画における基本的要件

作業及び維持管理業務（設備保全・警備・清掃等）が行いやすい動線計画とする。
安全・衛生対策及び良好な作業環境を確保するための対策を講じること
建築基準法等の関係法令や指針を遵守し、安全性や機能の確保及び経済性に配慮した計画を行う。

地震等に対する保有耐力を見込み、大地震後も構造体の大きな補修を行うことなく使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。
基礎は堅固良質な地盤に支持させること。基礎構造は上部構造の形式、規模、及び支持地盤の条件、ならびに施工性等を総合的に検討すること。

2) 設備計画における基本的要件

更新性やメンテナンス性を考慮した計画とする。
ライフサイクルコスト（LCC）の観点から将来にわたる維持管理コストの低減が図れる設備計画とする。
風水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とする。
各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒防止、防震等に配慮し、適切な耐震対策を施す。
各機器の寿命や騒音、景観への配慮から、原則として屋内に設置するものとする。
設備システムについては、エネルギー・資源の有効利用により適正な機器能力を選定し、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構造とする。

3) 外構計画等における基本的要件

搬入出車両等が安全に通行及び一時待機できる敷地内及び周辺道路が確保できること。

周囲の景観及び環境との調和に配慮した門扉、塀、植栽等の外構工事を行うこと。
外構エリアの雨水排水計画を適切に行うこと。

駐車場、車庫等の屋外施設については施設の機能と管理運営に支障のない規模のものを適切な位置に配置すること。

4) 設計要件

別紙1で指定する年間及び1日あたりの収集見込み量が処理できる能力を持った施

設規模であること。また、搬入物の性状は、別紙 2 を参照すること。

計量設備については、以下の仕様に適合すること。

- ・ 10 キログラム単位で計量できること。
- ・ 10 トン車による搬入及び搬出時の計量が可能であること。
- ・ 搬入するプラスチック製容器包装及び搬出する分別基準適合物及び不適物の重量を車両積載状態及び空荷状態において、二度計量し、記録することができること。
- ・ 計量設備は、搬入車両計量設備、搬出車両計量設備を各々別に設置すること。
(プラスチック製容器包装の搬入出時の計量方法は、別紙 3 に示すものとし、搬入出重量は、1 搬入出ごと、かつ、車両 1 台ごとに、車両積載状態及び空荷状態との重量差を持って求めるものとする。したがって、二度計量が必要となるため、計量時に車両渋滞が極力生じない計量設備の敷設、導線計画、敷地内での車両待機場所の確保等、十分な対策を講じること。)
- ・ 搬出車両計量設備において、各車両に伝票を交付する仕様とすること。
- ・ 計量データは、市の一般廃棄物情報管理システムへの接続を行うため、別紙 3 に示す仕様に対応できること。

受入ヤードは、搬入車両からプラスチック製容器包装のスムーズ・安全な排出ができる面積、導線計画等の確保・対策がとられていること。

受入貯留設備は、処理見込量に基づき 2 日分以上が貯留できるほか、搬入物の飛散、流出、悪臭等がないように対策がとられていること。

選別設備は、搬入物を別紙 4 の分別基準適合物の品質基準等に適合するように選別できること。

圧縮・梱包設備は、選別したプラスチック製容器包装をそれぞれ別紙 4 のバールの寸法、重量等に適合するよう圧縮・梱包できること。

分別基準適合物貯留設備は、処理見込量に基づき 2 日分以上が貯留できること。

不適物貯留設備は、それぞれ処理見込量に基づき、事業者が市の焼却工場、資源化施設へ搬送する計画に見合った貯留能力により整備すること。

不適物を市の焼却工場、資源化施設へ自ら搬送するための、搬送車両（不適物の飛散、流出、悪臭がもれるおそれのない運搬車）を用意すること。車両の仕様については、市の焼却工場、資源化施設での積み下ろしに適した仕様とし、事前に市環境局に確認の上、用意すること。

施設の周囲の生活環境を損なわないようにするための環境保全対策（ごみ、粉じんの飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出、排水による汚濁等の防止策）を講じること

設備の一部が故障等により、一時的に稼働できなくなった場合の対策（緊急避難措置としての、搬入物の仮置き場の想定等）を講じること。

5) 建築及び設備要件

選別処理部門は、受入ヤード、選別ライン、圧縮減容梱包設備、資源物等貯留ヤード等、効率的・適切にプラスチック製容器包装の選別が可能な設備を配置すること。建屋内部計画においては、プラント設備に合わせて各諸室を機能的に配置すること。

施設の合理的な管理運営と保守性を実現するため、作業効率の良い動線を確保し、重要な機器等が設置してある場所には、最短距離で行けるように配慮すること。なお、作業動線、点検動線については極力段差の解消を図り、円滑な運営管理が行えるように計画すること。

ごみ搬入・搬出車がスムーズに進入・退出できる通路を確保するとともに関連の設備等を機能的に配置すること。

受入ヤード及び分別基準適合物貯留設備は、常に安全・衛生的な状態が確保できるよう、効果的な排水等ができるよう床勾配等に配慮した構造とすること。また、床清掃を容易に行えるようにすることとし、汚水等が敷地外部に流出しない対策を講じること。

建屋及びその他設備における作業環境について、労働安全衛生関係法令、清掃事業における労働衛生管理要綱（平成5年3月2日）等に準拠して安全、衛生設備を整備し、換気、脱臭、騒音防止、必要照明の確保、空調設備、選別ラインの人員を配置する場所へのスポット空調等、作業環境を良好な状態に保つことができる仕様とすること。

管理棟に必要な設備を配置、従業員の快適な職場環境の形成に努めること。

管理棟等内に、市の一般廃棄物情報管理システムへの接続を行うために必要な設備（パソコン、プリンタ、通信設備）を置ける場所を確保すること。なお、接続を行うためのLANケーブル引込までは事業者が行うこととし、市の一般廃棄物情報管理システムへの接続、データ送受信、パソコン等の必要な設備は市の負担で行うものとする。

（3）設計に関する要求事項

1）業務

本業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて、業務を遂行するものとする。

本業務の詳細及び当該工事の範囲について、市と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして本業務の目的を達成しなければならない。

本業務への着手及び進捗状況に応じて、市に設計図書等を提出するなどの事前・中間報告をし、十分な打合せを行い、市の確認を受けなければならない。

本業務に必要と判断した場合は、地質調査、測量調査等の事前調査を行うこと。

設計図書等の表記方法については、市と協議すること。

業務が完了したときは、設計業務完了届及び設計図書を提出するものとする。なお、提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については市と協議すること。

2）設計図書の提出

提出する設計図書は下記による。なお、以下の図書は設計の内容確認において必要と考えられる図書であり、事業者の提案施設によっては必要のない図書もある。

(ア) 基本設計

基本設計時は、基本設計説明書及び基本図（配置図、平面図、立面図、断面図）打合せ録、その他必要図面とする。

(イ) 実施設計

実施設計時は、以下の図書とする。なお、以下の図書は実施設計の内容確認において必要と考えられる図書であり、事業者の提案施設によっては必要のない図書もある。

- ・設計書類
構造計算書、設備計算書、工事内訳書、打合記録簿
- ・工事内訳書
- ・図面（建築、構造、プラント、電気、空調、衛生）
- ・工事を伴う備品リスト

(4) 施工に関する要求事項

1) 地域その他への施工時の留意点

工事中は周辺その他に迷惑がないよう十分配慮・注意を行うとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように対応を行うこと。

2) 安全対策

工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう、万全の対策を行うこと。

工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。

3) 環境対策

騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。

周辺地域に万一悪影響を与えた場合は、苦情処理等、事業者の責において対応すること。

4) 既存環境の保護

隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。

5) 工事監理

工事監理は、建築基準法及び建築士法に規定する建築士により行う。

工事監理を行う者は、関係法令に基づいて、業務を遂行する。

6) 施工監理

各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施する。

市は必要に応じて工事現場の確認を行うことができる。また、施工監理を行う者は施工状況について説明を求められたときには速やかに回答する。

市に対し、必要に応じて工事施工監理状況の報告を行う。

工事完成時には、施工記録を整備し市に提出する。

市が別途発注する施工上密接に関連する工事や備品等の業務がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努める。

工食用電力、電話、給水及び排水は、事業者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は事業者の負担とする。

工事発生土の処分については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。

7) 廃棄物の処理

工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。

工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

8) その他

工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。

(5) その他要求事項

1) 環境影響調査及び周辺地域との調整

施設整備の実施にあたっては、環境影響調査において交通量や騒音、振動、悪臭などについて十分検証するとともに、周辺住民・地域等の生活環境等に支障がないよう事前の対策を講じ、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、事業者の責任において誠意を持って対応すること。

2) 施設整備に伴う各種申請等

1)のほか、立地等諸条件により各種の許認可、事前協議等が必要である場合には、遅滞なく手続き等を行うこと。

3) 各種調査(地質調査、測量調査等)

事業者は、本施設の設計・建設において必要に応じて地質調査、測量調査等の各種調査を実施すること。

4) 地元企業の活用

事業者は、協力会社又は下請会社の選定に当たっては、北九州市物品等供給契約有資格業者名簿又は北九州市建設工事有資格業者名簿に記載されている者のうちから地元企業を優先して選定するよう努めること。

5) 環境に配慮した事業実施

事業者は、本施設の整備・運営にあたり、発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できるものは再利用し、廃棄すべきものは適切な処理を行うこと。

また、使用する資材、物品等については、北九州市グリーン購入基本方針〔参考資料3〕の品目を参考とし、その使用に努めること。

6) 市民の環境学習への協力

事業者は、プラスチック製容器包装のリサイクルに関し、市民の環境学習に協力できる体制、整備に配慮すること。

7) 試運転

事業者は、順調かつ安定した運転ができるよう、試運転を実施する。

試運転は、試運転計画の全体の流れを示した試運転要領書に基づいて行う。

なお、試運転要領書は、試運転に入る前に市と打合せのうえ、事業者が作成し市の確認を受けるものとする。

このとき、市は、施設の試運転の際に必要なプラスチック製容器包装を本施設に搬入する。具体的な搬入計画については、両者協議によるものとする。

また、試運転に伴い発生した不適合物等の対応については、市が行うものとする。

3. 維持管理業務及び運營業務に関する要求水準

(1) 目的

事業者は、プラスチック製容器包装の中間処理施設として、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受入、周辺環境に影響を及ぼすことなく、要求水準書で定める性能・仕様を満たすように、適正な処理を行うと共に建物・設備等の機能や状態を常時適切に維持管理するものとする。

(2) 一般事項

1) 業務実施の考え方

業務の実施に当たっては、前項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した維持管理・運營業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。

維持管理は、予防保全を基本とする。

施設環境を良好に保ち、作業員の健康被害を防止する。

施設が有する性能を保つ。

劣化等による危険・障害の未然防止に努める。

省資源、省エネルギーに努める。

ライフサイクルコストの削減に努める。

環境負荷を低減するとともに、公害防止条例等を遵守し適切処理に努める。

故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努める。

作業員にとって安全かつ衛生的な施設運営に努める。

～ の項目について、事業期間中の工程を定め、実施する。

2) 事業実施体制等

事業者は、本事業の実施に係る組織として適切な組織構成を計画すること

事業者は、本事業を行うにあたり事業者として必要な有資格者を配置すること。

事業者は、設置した運転管理体制について市に報告すること。

事業者は、本施設の運営にあたり、一定数以上の知的障害者を常時雇用すること。

詳細は、別紙6によること。

円滑な業務遂行を行うため、必要な従業員教育を行うこと。

本業務を処理するに当たり、それぞれの処理工程において無理のない人員配置を行うこと。

3) 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備する。

事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させる。また、

保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにする。
事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行う。
事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施する。
事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。
事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。

4) 防火管理

事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備する。
事業者は、整備した防火管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。
事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市に報告を行ったうえ、施設の改善を行う。

5) 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

6) 緊急時の組織体制の整備・防災訓練

事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。
事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の適切な対応を行う。
事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員のけがなどが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、及び市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。
緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、訓練の開催については、事前に市に連絡する。
事故が発生した場合、事業者は、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出する。
その他必要があるときは、市は事業者に対し業務の処理に関する報告を求めることができる。

7) 施設警備・防犯体制

事業者は、施設の警備体制を整備する。

8) 市への報告等

業務内容の報告

事業者は、日報及び月間報告書を所定の様式により作成し、毎月10日までに前月の記録を市に提出すること。様式は、市と事業者による協議により定めるものとする。

また、年間報告書を所定の様式により作成し、事業年度終了後1ヶ月以内に市に提出すること。

不適物搬出車両届出書の提出

不適物搬出車両は、あらかじめ市に車両番号等を記載した別に定める不適物搬出車両届出書を提出し、市の指定を受けるものとする。

9) 施設の運転管理等

事業者は、施設の運転が、関係法令、施設の公害防止条件等を満たしていることを確認すること。

周辺住民・地域への騒音、悪臭等、生活環境等に支障がないよう万全の環境対策を講じること。万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、相手方に誠意を持って対応し、必要な対策を講じることとする。

事業者は、安全に搬入が行われるように、施設において搬入車両を誘導・指示する。

また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。

(3) 維持管理に関する要求事項

1) 施設の機能維持

事業者は、設備・機器等を適切に管理し、本施設的能力を事業期間にわたり維持すること。

2) 保守管理

事業者は、計量器、手選別コンベア、圧縮梱包機等の機器について、保守点検計画を施設の運転に支障のないよう、効率的に実施できるように策定し市に提出する。

保守点検計画については、日常点検・定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容を記載した保守点検計画書を作成し、市に提出する。(毎年度及び事業期間通じたもの)

保守点検は、運転の効率性を考慮し計画する。

保守点検は、保守点検計画に基づいて点検を実施すること。

日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。

保守点検に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。

点検・検査結果報告書を作成し市に提出する。

3) 修繕及び機器更新

事業者は、事業期間を通じた修繕及び機器更新計画を作成し、市に提出する。

事業者は、事業期間を通じた修繕及び機器更新計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出する。

事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の修繕及び機器更新計画を作成し、市に提出する。

事業者は、修繕及び機器更新計画及び点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行う。

修繕に際しては、修繕工事施工計画書を市に提出する。

各設備・機器の修繕に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。

事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、市に提出する。

事業者は、事業期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出する。

事業者は更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。

4) 環境衛生

事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出する。

事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

事業者は、施設の作業状況に応じて安全作業マニュアルを随時改善し、その周知徹底を図ること。

5) 清掃

施設内の作業環境を衛生的なものにするため、定期的に清掃を行うこと。

6) 警備

施設内の警備を含めた保安体制を計画・実践する。

(4) 運営に関する要求事項

事業者は、次に掲げる処理の流れに従って、業務を処理しなければならない。

搬入物の計量

事業者は、市が収集し搬入した、搬入物の重量を計量し、記録すること。なお、計

量記録の市への提出方法については、2.(2)4)を参照すること。

搬入物の貯留

事業者は、計量した搬入物について、選別を行うまでの間、適切に貯留すること。

搬入物の選別

事業者は、搬入物を破袋したうえで、プラスチック製容器包装及び不適物に選別すること。

圧縮・梱包

事業者は、選別したプラスチック製容器包装を圧縮・梱包すること。

なお、圧縮・梱包したプラスチック製容器包装については、別紙4に定める「分別基準適合物の品質基準等」を満たさなければならない。

保管

事業者は、圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取りまで保管すること。

分別基準適合物の積み込み

事業者は、圧縮・梱包した分別基準適合物を再商品化事業者の引き取り車両へ積み込み、引き渡しを行うこと。

分別基準適合物の積み込みの計量・記録

事業者は、圧縮・梱包した分別基準適合物の重量を計量し、記録すること。

不適物(「かん・びん」「ペットボトル」)の搬出

事業者は、選別した不適物のうち「かん・びん」「ペットボトル」を保管し、計量、記録のうえ、市が指定するかんびん資源化センターへ搬出すること。

搬入に必要な諸手続等については、別途指示する。

不適物(「その他」)の搬出

事業者は、選別した不適物のうち「その他」を保管し、計量、記録のうえ、市が指定する焼却工場へ搬出すること。搬入手数料は不要とする。

焼却工場への搬入に必要な諸手続等については、別途指示する。

搬入は、中間処理業務に伴い発生した不適物(「その他」)に限り、施設からの廃棄物等を混入させないこと。

(5) その他要求事項

1) 施設の使用等

中間処理業務は、2 施設の設計及び建設に関する要求水準に示した中間処理施設を使用して行うこと。

事業者は、本施設において、事前協議により市が特段の事情によると認める場合を除き、本事業以外の業務を行うことはできない。

2) 市民の環境学習への協力

事業者は、プラスチック製容器包装のリサイクルに関し、市民の環境学習に協力できる体制、整備に配慮すること。

3) 中間処理後のプラスチック製容器包装等の取扱い

分別基準適合物

市の指示に従い、梱包物貯留場において保管した分別基準適合物を計量し、記録した後、再商品化事業者に引き渡すこと。

不適物

不適物の搬送に当たっては、市の指定を受けた車両を使用するものとし、各施設の搬入基準を遵守すること。

また、不適物の搬出にあたっては、通行人に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意するとともに、不適物の飛散や汚水などの流失をさせないこと。

4) 市が設置する設備について

業務に必要な設備のうち、以下に挙げるものについては市が設置・保守・管理を行うものとする。

一般廃棄物情報管理システム 一式(所有権は、市に帰属します)

5) 遵守事項

事業者は、本業務を適正に遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

本業務の処理に当たっては、プラスチック製容器包装中間処理施設整備計画書の提案内容に基づき遂行すること。また、入札説明書等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに労働関係諸法その他の関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

契約の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。

契約の履行にあたっては、職務に専念して、服装・言動等に注意し、第三者に迷惑又は不快の念を与えないようにすること。

契約の履行中にトラブルが発生したときは、直ちに市に報告するとともに、市と協

議して適切な対応を行うこと。

事業期間終了時には、当該契約期間内に搬入されたプラスチック製容器包装および不適物が中間処理施設に残らないようにすること。

事業者及びその使用する者は、本事業において知り得た秘密を他に漏洩しないものとし、および漏洩しないように措置するとともに、事業者および使用する者又はその使用する者相互間の紛争による影響を市に与えないものとする。事業契約の終了後および解除後も、同様とする。

4 . 事業終了業務に関する要求水準

(1) 事業期間終了時に関する要求事項

1) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間の終了に伴い、本施設を解体・撤去する場合は、法令を遵守して実施することとします。また、施設整備にあたり環境省循環型社会形成推進交付金の交付を受けた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用対象施設となるため、財産処分の制限等を受ける場合があるので、事前に市と協議することとします。

別紙 1 収集計画

1 年度別処理見込量

入札説明書作成時点での見込数字であり、実際の搬入量を保証するものではありません。また、平成 19 年度の見込量は、平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 1 年間の見込量のため、施設整備のスケジュールにより、稼動開始を平成 19 年 7 月とする場合、月割により減じた量を見込むこととします。(具体的には、下表の平成 19 年度の欄には 12,650 t としていますが、9/12 を乗じた、9,500 t を見込量とします。)

市では、今後の実績等に基づく見込量見直しを予定しており、見直しを実施した場合は、速やかに事業者へ通知することとします。

| | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 処理見込量 | 12,650 t | 13,340 t | 13,800 t | 14,260 t | 14,720 t |
| 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 処理見込量 | 15,180 t | 15,640 t | 16,100 t | 16,100 t | 16,100 t |
| 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 |
| 処理見込量 | 16,100 t | 16,100 t | 16,100 t | 16,100 t | 16,100 t |

2 不適物の混入見込量

本施設では、不適物は「かん・びん」「ペットボトル」「その他」に分類します。

市は制度や排出マナーの周知徹底により不適物の減少を目指しますが、施設稼動初年度の施設搬入時点では、不適物の混入を以下のように見込みます。

| | | 内訳 |
|-------------|----------|---------|
| プラスチック製容器包装 | | 8 5 % |
| 不適物 | | 1 5 % |
| | 「かん・びん」 | 2 % |
| | 「ペットボトル」 | 2 % |
| | 「その他」 | 1 1 % |
| 計 | | 1 0 0 % |

3 搬入条件

搬入時間 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 1 7 時 0 0 分

(但し、年末・年始等、収集状況により時間延長することがあります。)

搬入日 次の日を除く日とします。

ア 水曜日、土曜日及び日曜日

イ 1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日

1 月 1 日及び土曜日を除く祝祭日は収集します。

年末・年始等、収集状況により水曜日も搬入する場合があります。

4 搬入割合

(1) 時間帯別搬入割合

時間帯別搬入割合については、以下の表を参照すること。

この表は、平成 19 年度の搬入見込み量及び収集計画から算定したもので、時間帯、合計それぞれの搬入台数を保証するものではありません。

(単位：台)

| | 年間平均 | ピーク時 |
|-------------------------|------|------|
| 8時30分～ | 0 | 0 |
| 9時～ | 7 | 13 |
| 9時30分～ | 17 | 18 |
| 10時～ | 8 | 12 |
| 10時30分～ | 11 | 15 |
| 11時～ | 9 | 13 |
| 11時30分～ | 5 | 8 |
| 12時～ | 5 | 6 |
| 12時30分～ | 4 | 6 |
| 13時～ | 7 | 8 |
| 13時30分～ | 7 | 9 |
| 14時～ | 10 | 15 |
| 14時30分～ | 5 | 10 |
| 15時～ | 3 | 8 |
| 15時30分～ | 1 | 5 |
| 16時～ | 1 | 2 |
| 16時30分～ | 0 | 2 |
| 1日あたり 搬入車両台数 | 100 | 150 |

・年間平均：初年度の搬入見込み量及び収集計画から求めた平均台数。

・ピーク時：年間を通じ、搬入量が最大になると想定される時期（年末年始）の台数。

5 年末・年始の対応について

年末・年始については、2倍程度の収集物の搬入が予測されるため、1日あたりの搬入車両台数及び搬入量の増加が予測されます。車両のスムーズ・安全な搬入出及び受入貯留設備の余力減への対応等、その期間中の選別作業人員や施設稼働計画については特に留意すること。

6 搬出入車両

搬入車両 直営又は委託車による搬入

基準積載量：0.62トン/台（最大積載量2トン車）

0.99トン/台（最大積載量4トン車）

搬出車両 最大積載量10トン車（ウイング車等）

計量設備、車両動線等については、10トン車への対応が可能であること。

別紙2 搬入物の性状

1 ごみの種類

北九州市指定ポリエチレン袋で収集後、パッカー車にて搬入します。

| | |
|---------|-------------------------|
| 種 類 | プラスチック類 |
| 処理対象物 | プラスチック製容器包装 原則としてプラマーク付 |
| ごみの最大寸法 | 25 リットル袋程度 |

2 かさ比重

施設への搬入時点で、0.03トン/m³と想定している。

別紙3 計量システムの仕様

本市では、一般廃棄物の収集量及び搬入状況について、各工場・環境センター・本庁を「一般廃棄物情報管理システム」(以下、「市のシステム」という。)で結び、データの収集・集計・分析を行っています。

本施設においても、施設に搬入される一般廃棄物の収集量及び搬入状況を集計するため、計量システムを構築の上、市のシステムと接続する必要があります。

については、本施設に設置する計量システムに関する仕様を以下に記します。

1 概要

- (1) 搬入車両の計量都度、計量データを作成し、当該データの集計及び計量情報の集計及び市の一般廃棄物情報管理システムに計量データを受け渡すためのシステムを構築すること。

構成図等については、次頁のシステム構成を参照ください。

2 取扱データ及びマスタ類

- (1) 計量データ(搬入都度生成されるもの)
(2) 事業所マスタ、車両マスタ、ごみ種別マスタ 等

3 データ伝送

- (1) 計量システムと市のシステムはLAN接続にて接続し、各々のシステム上にデータ伝送のための領域(=フォルダ)を作成のうえ、当該フォルダを介してデータの送受信を行う。
(2) 双方向にデータ伝送(=作成及び取込)が発生する。

4 計量データ

- (1) 搬入毎に作成する。(車両番号、搬入量、ごみ種別などの情報で構成される)
(2) 搬入量が確定した段階で作成されるもの(=確定データ)と、当日分の搬入について、市の求めに応じて都度作成されるもの(=速報データ)がある。
(3) 所定のデータレイアウトに編集の上、前述のデータ伝送のためのフォルダに格納する。

5 情報管理

- (1) 車両マスタ等、市のシステムから提供されたデータ及び技術情報等については、市の許諾無く第三者に閲覧及び譲渡することを禁じる。
(2) 本契約の期間内に発生する計量データについては、市の求めに応じ提供可能な形態で蓄積・管理すること。

6 取扱データの件数

- (1) 計量データは、搬入都度発生するもの。
年間に発生見込みの計量データは、20,800件(1.1Mバイト)

(

- ・ 1搬入 = 55バイト
- ・ 年間搬入量 = 12,650トン、1日あたり平均搬入数 = 100台で積算
- ・ 100搬入/日 × 4日/週 × 52週 = 20,800件
- ・ 20,800件 × 55バイト/搬入 = 1.1Mバイト

)

- (2) 事業所マスタ = 約350件、車両マスタ = 約1,580件

7 システムの稼働時間

(1) 稼働時間 午前8時30分～午後17時00分

(但し、年末・年始等、収集状況により時間延長することがあります。)

(市および市のシステムの求めに応じデータ転送が可能であること。)

(2) 稼働日 次の日を除く日とします。

ア 土曜日及び日曜日

イ 1月1日、1月2日、1月3日

8 その他機器について

(1) 計量器については、最低計量単位10kgを保証すること。

(2) カードリーダについては、搬入車両が提示するカード(市が定めたもの)が読み取り可能であること。

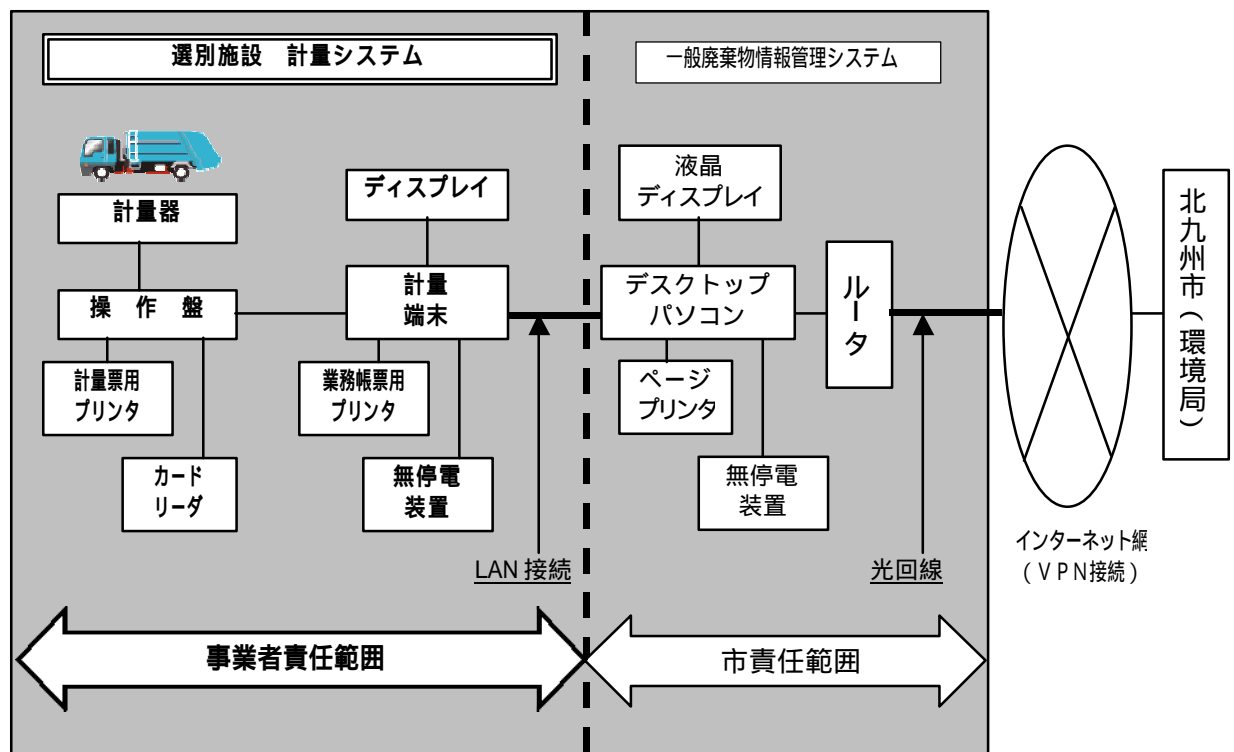
(3) 搬入車両毎に計量票の発行を可能とするため、帳票出力機器を設置すること。

(4) 無停電装置を設置すること。

9 特記

(1) 市のシステムを設置するための場所を確保すること。

図 選別施設内のコンピュータシステム構成(概略)



一般廃棄物情報管理システムは、市が設置します。

別紙4 分別基準適合物の品質基準等

1 分別基準適合物の品質基準（目標）

| 項目 | 目標（重量） | 備考 |
|-----------------|-----------------|---|
| プラスチック製容器包装 | 90%以上 | |
| 飲料、しょうゆ用のペットボトル | 混入していないこと | |
| 他素材の容器包装 | 混入していないこと | 金属、ガラス、紙製等の他の素材の容器包装が混入しないようにする |
| 容器包装以外のプラスチック | 原則として、混入していないこと | バケツ、洗面器、カセットテープ、懐中電灯等の容器包装以外のプラスチック製品が混入しないようにする |
| 上記以外の異物 | 混入していないこと | 刃物、容器以外のガラス・金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物が混入しないようにする |
| 水分 | 雫がたれないこと | |

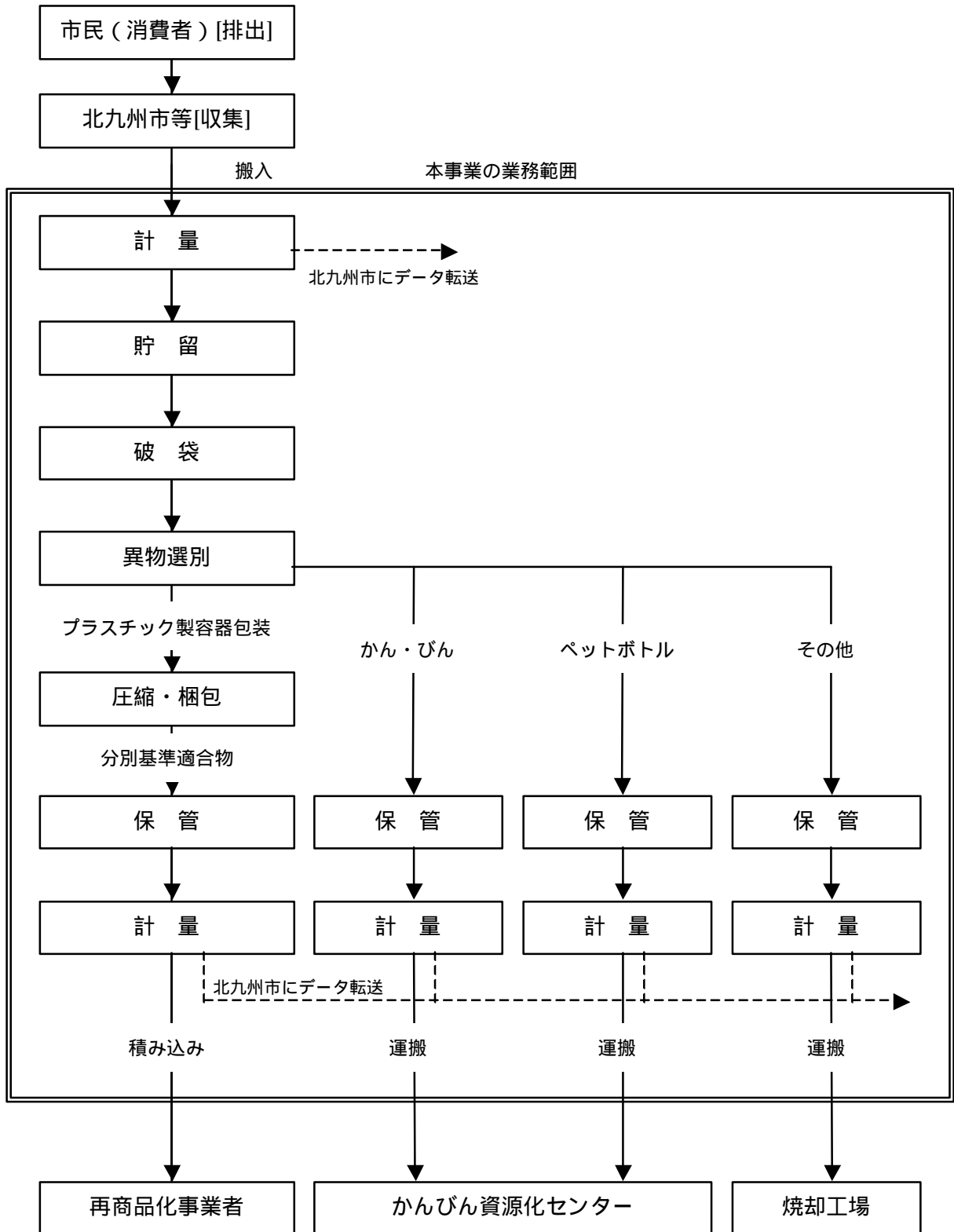
2 ベールの寸法、重量、結束材

| 寸法（mm） | 重量（kg） | 結束材 |
|-------------------|---------|-------------|
| 600×400×300 | 18～20 | PP又はPETバンド |
| 600×400×600 | 36～50 | 同上 |
| 1,000×1,000×1,000 | 250～350 | 同上又はスチールバンド |

3 その他

1及び2の基準については、「平成18年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（平成17年7月1日 財団法人日本容器包装リサイクル協会）」から抜粋したもの。詳細については、別途参照すること。

別紙5 プラスチック製容器包装選別等業務の流れ



別紙 6 障害者雇用

(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業における 障害者雇用について

本事業は、一定数以上の知的障害者の雇用の場としての位置付けで実施するものであり、誰もが職業をとおして社会参加できる「共生社会」の実現をはかることを一つの主要な目的としている。事業者においては、この趣旨を十分に理解し、雇用にあたっては以下に掲げる点に留意すること。

1 雇用人数、採用方法等について

- ・ 障害者手帳を有する知的障害者を原則 6 名以上常時・常勤雇用すること。
- ・ 認定資格を有する職業生活相談員を 2 名以上雇用すること。
- ・ 採用方法については、公共職業安定所を通じて行うこと。

2 雇用条件

- ・ 関係法規を遵守し、勤務形態に応じた各種保険の適用を行うこと。

3 その他留意事項

- ・ 知的障害者とその能力を發揮できるよう、適切な作業研修等及び良好な職場環境を創出するための社内研修等を行うこと。
- ・ 可能な限り、通勤手段の配慮を行うこと。
- ・ 採用及び就業、助成制度等に関しては、必要に応じ、北九州市保健福祉局障害福祉課と十分に相談、協議を行うこと。